

都における貸金業対策

—貸金業対策関係資料—

(平成18年7月27日)

東京都産業労働局
(金融部 貸金業対策課)

I 貸金業者に対する登録、監督事務

1 都知事登録業者の状況 —登録業者は大幅に減少—

登録業者数の推移

単位：者

年 度	13	14	15	16	17
東 京 都	6,778	6,983	5,816	4,222	3,167
全 国	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236

○ 知事登録の範囲

一の都道府県の区域内のみに営業所または事務所を設置して事業を営む者

○ 3,167者の内訳

都(1)業者 1,581 都(2)業者 594 都(3)～(8)業者 992 (※)

※ ()内は、登録回数を表示。登録は3年ごとに更新。都(1)業者は新規登録後3年未満の業者。

○ 都の登録業者数はここ数年、大幅に減少

減少理由：新規登録業者数の減少（14年度2,226件、15年度1,337件、16年度804件、17年度747件）や登録取消処分数の増加など。

2 苦情・相談への対応 —苦情・相談は増加傾向—

苦情相談件数の推移

単位：件

年 度	13	14	15	16	17
苦情・相談件数	11,403	21,928	15,088	6,874	10,246

○ 17年度における苦情・相談は大幅に増加した。

増加要因：無登録業者による融資保証金詐欺被害（貸しませ詐欺）の増加に対応して、昨年11月に「貸しませ詐欺」被害ホットラインを新たに開設したことなど。

○ 都外在住者からの苦情・相談が8割を占める。

（都の登録業者又はその名称・登録番号などを使った業者が、ダイレクトメールや雑誌広告、インターネット等を通じて、全国の顧客を勧誘）

3 行政処分の状況 —17年度は、悪質業者への取消しが過去最高—

処分件数の推移

単位：件

年度		13	14	15	16	17
行政処分総件数		11	170	246	617	612
内 訳	登録取消し (違反情状が特に重い)	0	20	76	130	266
	登録取消し (欠格条項該当業者)	11	15	18	89	33
	所在不明登録取消し (所在不明業者)	0	119	137	398	296
	業務停止命令	0	16	15	0	17

(17年度の違反傾向)

年度当初は、紹介詐欺や買取詐欺、保証金詐欺等の詐欺行為による取消しが見られたが、17年度全体では、高金利違反が圧倒的に多い。

<参考>

●東京都の取り組み経過

(1) ヤミ金融問題の深刻化

(苦情・相談件数の激増)

平成13年度(約11,000件)→14年度(約22,000件) 倍増

(2) 悪質業者に対する行政処分の本格化

- ・都知事の議会表明「悪質業者に対しかつてない規模で行政処分を行う。」(14年6月)
- ・違反情状が特に重い業者に対し、全国初の登録取消し処分を発動(14年8月)

(3) 指導監督体制の強化 (17.4現在)

- 課長1名 副参事(特別検査担当)1名
 - 検査指導担当(苦情相談の受付、業者への指導・処分、立入調査等)13名
 - 登録担当(登録状況の照会、登録及び変更審査、所在不明処理等)22名
- (合計37名)

II 指導・監督上の課題

1 貸金業者における法令知識・順法意識の欠如

(1) 違反業者の実像

登録取消し業者（違反情状が特に重い）266者

① 違反業者の内訳

都(1)業者が8割を超える。

② 違反業者（代表者）の年齢

登録時年齢が20代の者が約半数を占める。

③ 本人からの「事情聴取」による実態

（代表者の前職）

高等学校卒業（中退）後、数種類の職業経験あり（多種多様）

（開業の動機）

「以前から興味を持っていた。」「金儲けができると思った。」

（開業資金）

300万円程度（自己資金又は知人等からの借入れ）

（不法行為に至った経緯）－本人からの聞き取り－

「小口融資を始めたものの焦げ付きが多く、以前知人から聞いて知った手口（詐欺行為等）を使って、手っ取り早く金を稼ごうと思った。」

「以前、登録貸金業者の従業員として働いていたが、都の取消し処分を受けて営業できなくなった。当時の代表者から持ちかけられて、今度は自分が代表者として登録したが、うまくいかず、その後悪質行為を働くようになった。」

実態から見た悪質業者像

貸金業に関する十分な知識と経営能力を備えていない
比較的年齢の若い代表者が、
安易に貸金業者として開業した結果経営に行き詰まり、
あるいは当初から不正の意図を持って登録し、
開業後の時期を置かずに違法行為に走る。

「負の連鎖」

○安易な参入（登録）→悪質化（被害の発生拡大）→登録取消し処分

○新たな参入（登録）→

(2) 解決に向けた方向性

「負の連鎖」を断ち切ること

— 安易な参入を許すことなく、十分な法令知識と順法意識を求める —

(現行制度上の問題点)

- ①現行制度では、法令遵守事項が理解されているかどうかの検証がされないままに、新規の登録を認めざるを得ない。
- ②実質的な経営者が、従業員や多重債務者を代表者として登録させる事例が目立つ。(疑念があっても現行法上、登録を認めざるを得ない)

(解決の方向性)

「貸金業取扱主任者」制度の見直し

※「主任者」の業務：法令の規定を遵守して、業務適正化のために必要な助言指導を行う。

※現行の取扱：開業時に、「貸金業取扱主任者」を選任し届け出て、6月以内に一日程度の研修を受ければよい。

(制度改正 案)

- ①統一的な「貸金業取扱主任者」資格試験を実施する。
- ②資格試験の合格者を事前に主任者名簿に登載する。
- ③貸金業を開業する際には、名簿登載者の中から主任者を選任する。

(効 果)

悪質業者を事前に排除

Ⅲ 無登録業者への対応

◆「貸します詐欺」(※)への対応

※大手金融機関や登録貸金業者を装って、実際の融資をせずに、逆に保証金や保険料等の名目でお金を騙し取る手口。

(主な被害事例)

中国地方の自営業者は、1月中旬、会社に送られてきたダイレクトメールを見て、500万円(年利10%)の融資を申し込んだところ、

「融資手続きは完了したが、支払能力を見るための一時預託金として現金を送ってください。融資の際に必ず返金します。」と言われ不審に思い、一度は返事を保留した。

その翌日、「申込みしようとしている業者が大丈夫かどうか無料で調査します。」と記載されたNPO法人名でのチラシがファックスで送られてきたため、その業者の評判を電話で問い合わせたところ、「大丈夫です。その業者は問題ありません。」と言われたため信用してしまい、指定場所に50万円を送金してしまった。しかし、その後の融資は実行されなかった。

東京都の調査では、何者かが都知事登録業者を騙って詐欺行為を働いていたものであり、またNPO法人についても架空のものであった。

(東京都に寄せられた被害相談の状況)

—貸します詐欺被害ホットライン—

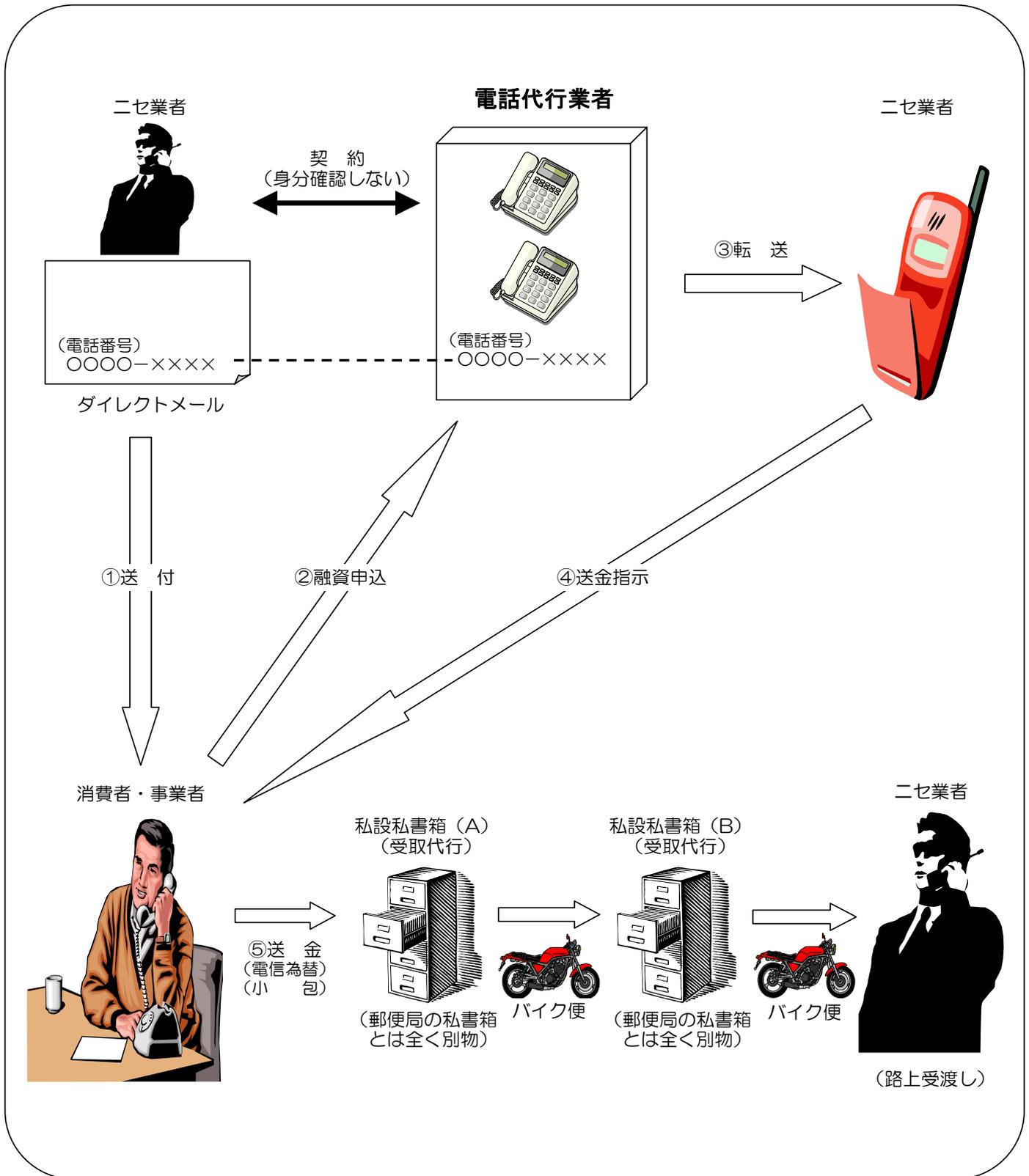
03-5320-4775

- 集計期間 平成17年11月～18年3月(5ヶ月間)
- 相談件数 3,928件
- 被害額 3億6,294万円 (603件)

(最近の手口の特徴)

- ① **勧誘手段が多様化**し、**手口が巧妙化**している。
(ダイレクトメールに加え、ホームページ上の偽広告や携帯メールによる勧誘も。)
(実在するロゴマーク等を精巧に複写し、本物との見分けが困難)
- ② 融資する前に**必ずお金を要求**し、一度払い込むと同じ業者から次々に**名目を変えて請求**がある。(保証料や保険料、登録料、身分確認、データ修正代金等の名目による要求)
- ③ 現金の**搾取方法が多様化**している。(従来の銀行振り込みに加え、電信為替居宅払いや小包などで現金を搾取)
- ④ 被害者の**約8割以上が都外在住者**。(都内の架空住所で都外に発送)

「貸します詐欺」の現金詐取の手口



※郵便局の私書箱は、利用者（契約者）の身分確認を必ず行う。